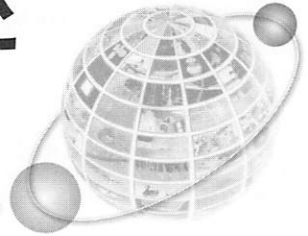


事例研修の大切さ

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



先

日、市町村アカデミーの研修で話をした。コロナ禍の下で中止もあり、実に久しぶりの対面での職員研修だった。私にとつての研修や講演は、いつも自身の学びの場でもある。情報公開や個人情報保護についてのテーマをいただき、受講者の属性を踏まえてTPOに応じた最適解を探る。そのようにして、過去のわずかな知識や経験にあぐらをかかず、錆びついたセンスとアタマを研ぎ直す。たくさんの方の刃こぼれもあるが、何とか話し終えたときは、ホッとするとともに、それなりの達成感がある。

受講生からの学び



今回の研修に先立ち主催者から、受講生の属性データが示された。機微に渡るものではなく、情報公開・個人情報保護業務の経験年数である。それによると、0年つまり4月に異動したばかりの職員が半数近くいた。経験年数1年を加えると多くが初心者・初級者だった。

この数字をほんやりと見ながら、自身の来し方を振り返りつつ、私はあることに気づかされた。それは、私の話は新しいことばかり追いかけてきたという反省である。

研修や講演では、毎度のように最新の事例を紹介し、今後の展開を予想する。そんな社会のニーズや自治

体にとつてのリスクを伝え、適正な対応を求める。自身の性分だから仕方ないとはいえ、そのように前や次ばかりを向いた話が多かったように思う。

しかし、経験が少ない職員にとつて、それは少々ハードルが高いのではないか。また、経験が少ないからこそ、もっと基本的なことを知りたいたいのではないか。受講生の属性データから私が学んだのは、彼や彼女の視点で考えることであり、自身のプロフィール（既定値）を設定し直すことだった。

もう一つ気づいたことは、私と受講生との間にある大きなタイムラグだ。それは本業である予備校講師をしながら、日頃から痛感してきたことでもある。

たとえば、先日、水俣病のことを授業で取り上げた。私は中学生のときに原田正純氏の『水俣病』（岩波新書）を読み、細部はわからないながらも大きな衝撃を受けた。そして、同世代に胎児性水俣病の患者もいる。しかし、若い受講生にとつては、水俣病は実感のない歴史的事実であって、単なる記号でしかない。情報公開の分野も同じである。かつて情報公開条例によって実態が解明され、税金のムダ使いの象徴だった「官官接待」「塩漬け用地」はもはや死語である。

また、私たち情報公開クリアリングハウスが実態の公開を求めてきた「大量閲覧」の問題も同じだ。自治体が法律に基づいて個人情報情報をばらまいていたことを、知らない若い職員も少なくない。

昔話からの学び



いずれも公益目的の情報公開条例の利用であり、情報公開の成功物語の一節である。しかし、これを知らない職員は、とりわけ営利目的の事業者利用が多い自治体やマニア的な市民の大量請求に悩む自治体の職員は、情報公開の意義に対する実感を

持てないだろう。ほとんど請求がない自治体の職員も同じだ。

そこで、今回の研修では、あえて情報公開条例の意義を実感できるような昔話をする事とした。題材は、私自身が若い頃に仕掛けた「塩漬け用地」と「大量閲覧」である。ともに私的な利害関係はまったくなく、古い言い方ではあるが、世のため人のための制度利用だ。

そして、それが単なる自己満足に終わらずに確かに世の中を動かし、少しは良い方向に変えた。

たとえば「塩漬け用地」の舞台となった土地開発公社は、問題提起後に解散が相次いだ。その総数は99年には1597団体だったが、21年には609団体に激減した。地価低迷で先行取得の意義が失われ、さらに処理不能な巨額な含み損が明らかになった影響と思われる。

また、「大量閲覧」は、過去の住民基本台帳法が4情報（住所、氏名、生年月日、男女の別）を原則公開としていたことに根拠があった。しかし、犯罪への悪用の事実や危険性が明らかになり、法改正を求める声が自治体からも上がった。そして、06年には法改正が行われ廃止された。

いずれも終わった問題ではあるが、情報公開条例の意義や可能性を確認するには十分であろう。

制度が大きく後退したわけでもない。利用がパツとしない現状があった。世のため人のために行動する人は昔に比べて確実に増えている。いつでも、どこでも新しい物語が始まり得る。

ケーススタディ

世のため人のための制度利用の可能性を考えるため、今回の研修ではケーススタディを盛り込んだ。そのうちの一つを紹介したい。それは公立学校の試験問題の情報公開である。ケースとしてこのような設定をした。読者の皆さんは、この請求にどう対応するだろうか。

「A市在住の生徒を対象に、ボランティアによる学習支援『まちの寺子屋』を運営している団体Xが、市内の中学校の試験問題等を請求した。」

情報公開条例は請求理由を問わないで、公開の可否を決める制度である。そのため、Xが自ら切り出さない限り請求目的はわからない。しかし、ケーススタディなので、私がXのかわりに以下のような請求目的を

説明した。

「団体Xは開示された試験問題を用いた教材として活用するとともに、さまざまな理由で学習困難な生徒のためにホームページで広く公表したいと考えている。」

架空のケースではあるが、これは実際に見聞した話に基づいている。それはクールな中学生の話だ。彼は「塾に行くのは情報を買うためである」という。情報とは自分が通学している中学校の試験問題だ。

これを買うことによって、実践的な試験対策ができる。良い点数を取ることで内申点もあがる。彼の志望校は公立高校なので内申点が重視される。そこに合格するために、塾に試験問題を買に行くのだ。

もちろん「まちの寺子屋」を運営するXは、こうした現状をよく知っている。同時に憤りをおぼえる。経済的困難を抱える世帯の子どもたちは、学習塾に行つて情報を買うことができなからだ。格差是正がXのミッションである。

答申例からの学び

A市にXが請求したのは以下の文書である。

「試験問題は以下のとおりで、合わせて正解・配点がわかる文書。」

- ①市内の全ての中学校
- ②全ての教科の試験
- ③対象期間は過去5年間

A市の規模や学校数によるが、大量請求にもなり得る。ただ、試験問題の管理が適正であれば公文書不存在にはできない。また、非公開部分があれば、処理に長い時間がかかるとは思えない。

速やかに決定できるか否かは置いておく。ここでは試験問題と正解・配点が公開できるか否かを、各自の情報公開条例と照らし合わせて考えたい。このときに参考になるのが、過去の答申例である。

ここでは紹介する余裕はないが、中学校の試験問題に関する請求は全国各地にある。そして、部分公開や非公開を不服とする申し立てがあり、これに対する答申例もある。もちろん他の自治体とは規定ぶりが異なる場合もあるが、それらを読み取ることも各自の学びに、そして今後の請求に対する準備になるだろう。

人事異動は情報公開に関する初心者・初級者を大量に生み出す。そうした職員に対する事例研修の大切さを、改めて実感した。